

マイナ保険証の利用促進等について

オンライン資格確認の利用状況

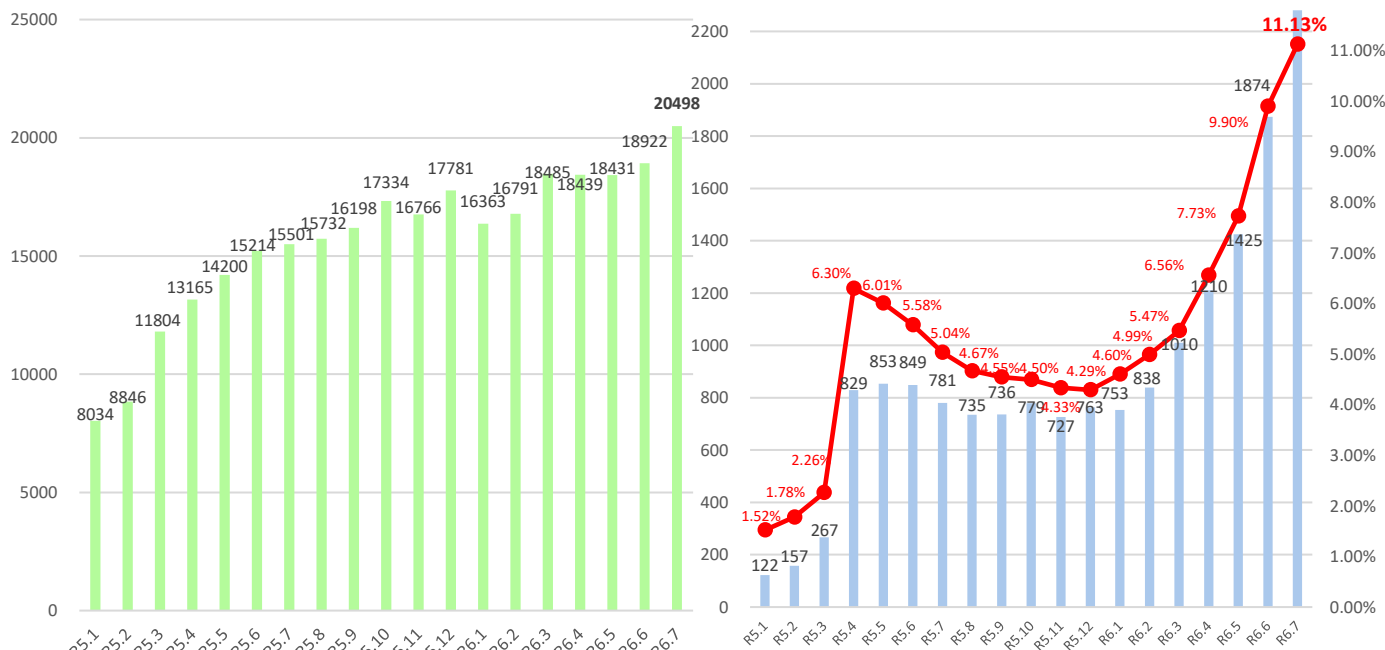
※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数

■ オンライン資格確認の利用件数 (万件)

■ マイナ保険証の利用件数 (万件)

● 利用率

【7月分実績の内訳】



	合計	マイナンバーカード	保険証
病院	12,066,941	2,523,378	9,543,563
医科診療所	86,121,543	7,898,267	78,223,276
歯科診療所	14,187,468	2,260,661	11,926,807
薬局	92,599,343	10,125,010	82,474,333
総計	204,975,295	22,807,316	182,167,979

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	639,871	433,617	1,051,460
医科診療所	2,374,429	3,129,309	6,515,408
歯科診療所	513,807	481,784	450,216
薬局	3,120,074	2,615,435	5,099,598
総計	6,648,181	6,660,145	13,116,682

<参考>

※紙の保険証受診であってオンライン資格確認を利用しない場合も含めた資格確認総件数は、直近で約2.46億件 (令和5年6月)

令和6年7月のマイナ保険証利用人数 (1,182万人) から、当該月に医療機関に受診した人の推計値 (6,860万人) を用いて、一月に医療機関を受診した人のうち、マイナ保険証を利用した人の割合 (推計値) を算出すると以下のとおり。

医療機関受診者に占めるマイナ保険証利用者の割合	17.2%
医療機関受診者 (MNC保有者) に占めるマイナ保険証利用者の割合	23.1%
医療機関受診者 (マイナ保険証登録者) に占めるマイナ保険証利用者の割合	28.9%

※医療機関受診者数とマイナ保険証利用者数は、月内に保険者を異動し、両保険者において医療機関を受診した又はマイナ保険証を利用した場合はダブルカウントされる。

※医療機関受診者数については、加入者数に患者割合をかけることで算出。加入者数については令和6年2月までは医療保険医療費データベースによる実績値、3~7月は過去の伸び率から推計して算出。

患者割合は、令和3年度の医療給付実態調査における診療種別計の患者割合を元に、医療保険医療費データベースにおける直近の入院外+歯科の受診率を用いて推計し算出。

※医療機関受診者のうちMNC保有者及びマイナ保険証保有者の算出は、全人口のうちMNC保有者 (75%) やMNC保有者のうちマイナ保険証利用登録者 (80%) を用いて推計。

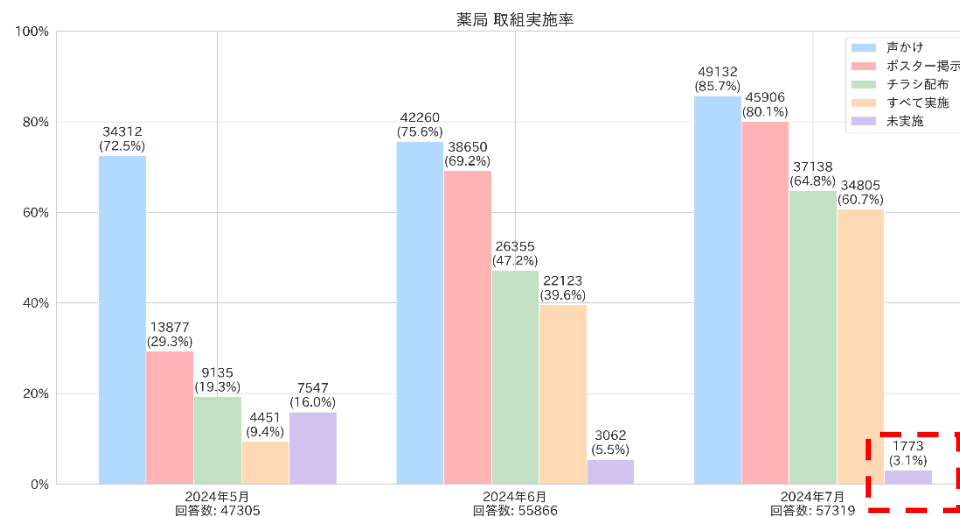
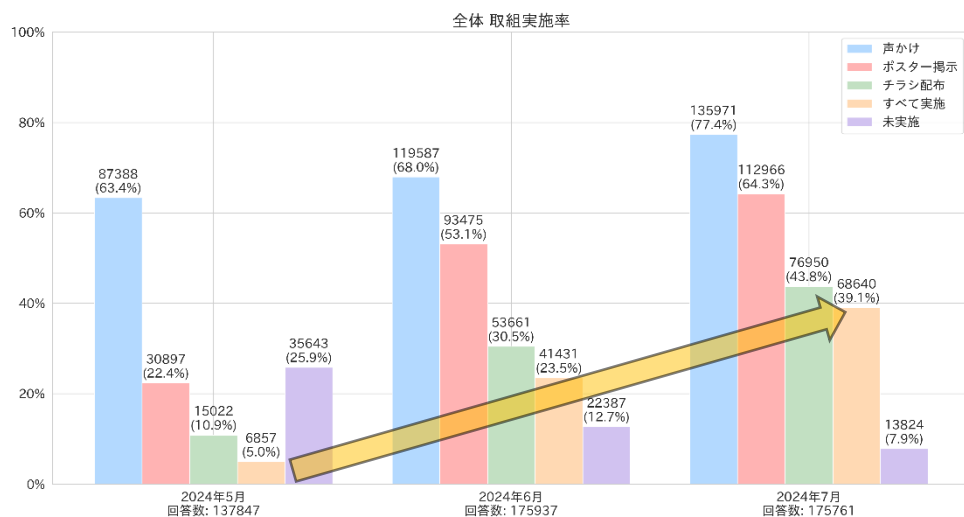
マイナ保険証利用促進集中取組月間における取組について

- 4月25日に開催した日本健康会議におけるマイナ保険証利用促進宣言をはじめに、5月から7月までをマイナ保険証利用促進集中取組月間と位置づけ、医療機関・薬局、保険者、事業主、行政など、医療に関わる全ての主体が一丸となって、マイナ保険証の利用促進を実施。
- 集中取組月間においては、主に
 - ・マイナ保険証の利用促進策として、**医療機関・薬局における窓口での声かけ等の取組への支援**
 - ・新聞広告、TVCM、地下鉄車内放映など**あらゆるメディアを動員した集中的な広報展開**
 - ・マイナ保険証の利用実績が高い**地域の関係団体や保険者に対する大臣表彰**を実施。

医療機関・薬局における取組の変化

- ・ 5月から7月までの毎月、オンライン請求を実施している全施設（約17万施設）に対し、マイナ保険証利用促進の取組状況についてアンケート調査を実施。各医療機関・薬局における積極的な協力により、利用促進に向けた取組を実施している施設は着実に増加。**特に「窓口での声かけ」「ポスターの掲示」「チラシの配布」の全てに取り組んだ施設は8倍に増加（5.0%⇒39.1%）。**
- ・ 特に**薬局**においては、取組を行った施設が全体的に増加。**未実施の施設は3.1%にまで減少。**
- ・ こうした医療機関・薬局におけるマイナ保険証利用促進に関する取組が、4月以降の利用率向上に寄与していると考えられる。

※一時金は、①窓口での共通ポスターの掲示 ②来院患者へのお声かけ・マイナ保険証の利用を求めるチラシの配布が支給条件（支給対象期間は8月まで）



※7月回答は、オンライン請求時のアンケートに加えて、ポータルサイトに掲載しているアンケート総数も足し上げている（重複は排除）。 2

マイナ保険証利用促進集中取組月間における取組について ～周知広報～

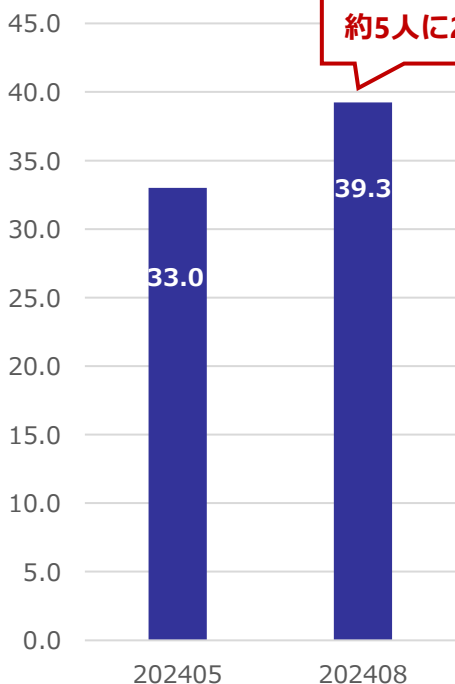
周知広報の取組

- 厚生労働省において、本年5月と8月に、18歳以上のマイナンバーカード保有者に対してアンケート調査を実施。**これまでマイナンバーカードを健康保険証として利用したことがある人は、この間で約6.3%上昇（33.0%⇒39.3%）**。また、7月に医療機関・薬局を訪れたマイナ保険証登録者のうち、約4割は少なくとも1回マイナ保険証を利用していると回答。
- マイナンバーカードの健康保険証利用に関する**各種メリットの認知度は総じて向上**。特に、「**高額療養費における限度額認定証が不要となること**」「**救急現場においてメリットがあること**」については、他メリットよりも認知度の向上率が高い。
- 一方、**紛失リスクや個人情報の観点、情報漏洩の観点から不安を感じる方々が一定割合存在**することを考えれば、12月2日の現行の健康保険証の新規発行終了に向けて、周知広報の手法にも変更を加えていく必要がある。

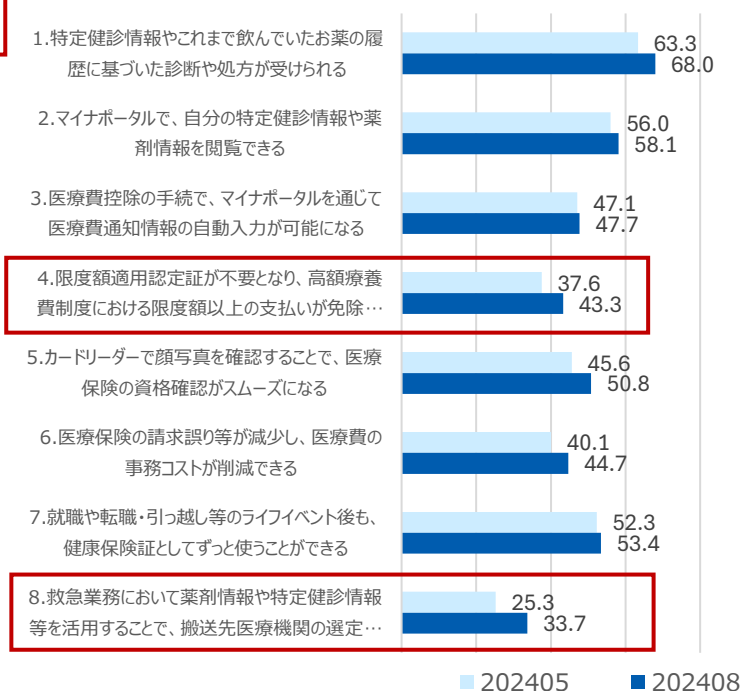
○厚生労働省が、令和6年5、8月に18歳以上のマイナンバーカード保有者を対象としたWEBアンケート調査を実施。

- ✓ 調査機関：
 - (第1回) 2024年5月13日～2024年5月14日
 - (第2回) 2024年8月7日～2024年8月9日
- ✓ 調査手法：オンラインアンケート調査（サンプル数 2,000）
- ✓ 調査対象：18歳以上の男女、マイナンバーカード保有者、業種排除（官公庁の就業者または医療従事者を除く）、直近3ヶ月以内に医療機関を受診した者

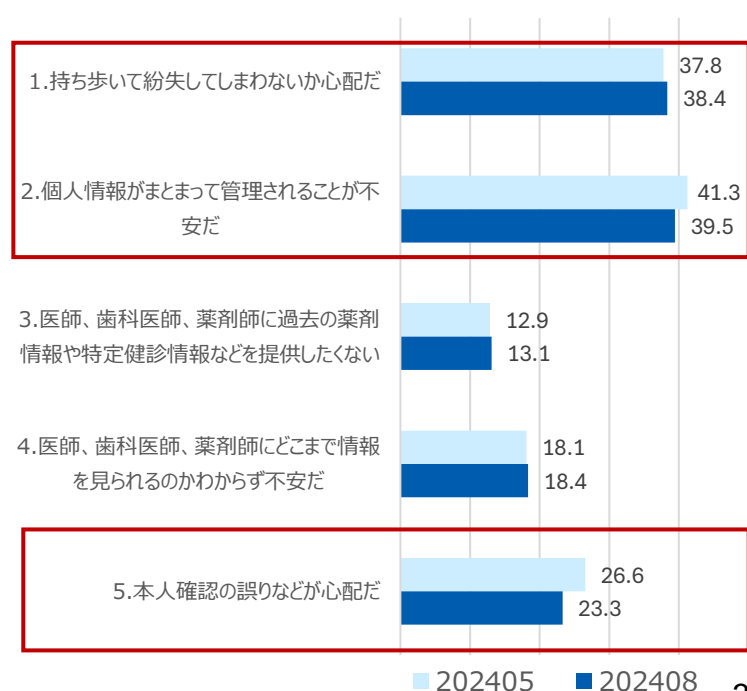
<利用経験者の割合>



<各種メリットの認知度>



<不安・懸念を感じている方の割合>



(参考) マイナ保険証利用についての意識調査 (2024年8月)

◆ 約5割の人がマイナ保険証を常に携帯していると回答している。

Q.あなたはマイナンバーカードを持ち歩いていますか？



■ 財布などに入れて、いつも持ち歩いている ■ 必要な時には持ち歩いている (役所での手続など) ■ 持ち歩いていない

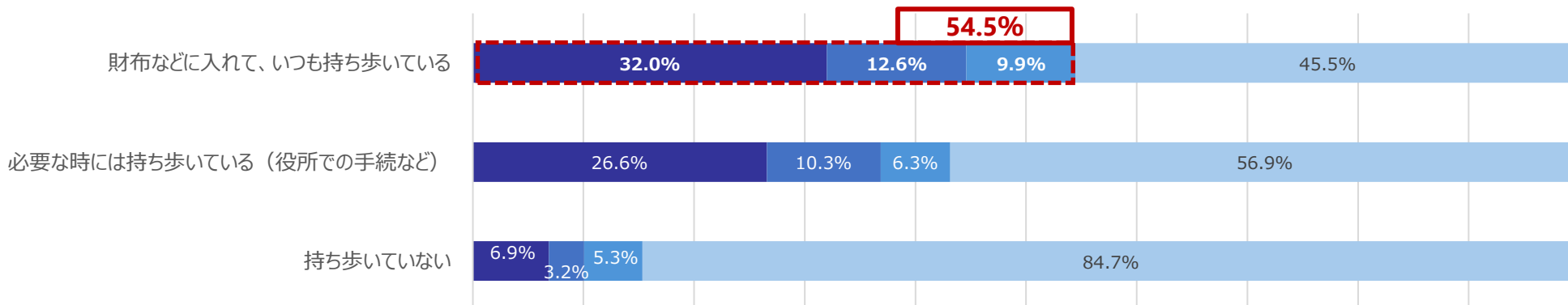
◆ 7月に通院機会があったマイナ保険証登録者の約4割が少なくとも1回はマイナ保険証を利用したと回答している。

Q.あなたは、7月に訪れた医療機関 (病院、診療所、歯科) または薬局でマイナ保険証を利用しましたか？あてはまるものを1つお答えください。



■ 全ての医療機関・薬局で利用した
■ 医療機関では現行の健康保険証を利用したが、薬局ではマイナ保険証を利用した
■ 医療機関ではマイナ保険証を利用したが、薬局では処方箋 (及び健康保険証の提示) 等のみを使いマイナ保険証は利用しなかった
■ いずれの施設においてもマイナ保険証を利用しなかった

◆ 7月に通院機会があったマイナ保険証利用登録者について、マイナ保険証を常に携帯している者の場合は約5割超が少なくとも1回はマイナ保険証を利用したと回答している。

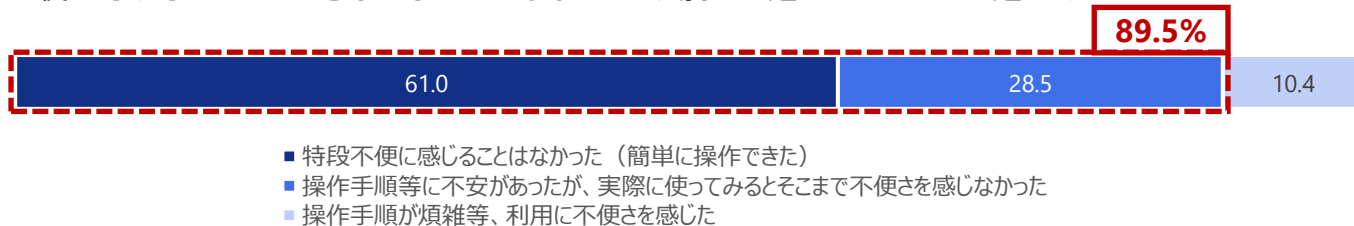


■ 全ての医療機関・薬局で利用した
■ 医療機関では現行の健康保険証を利用したが、薬局ではマイナ保険証を利用した
■ 医療機関ではマイナ保険証を利用したが、薬局では処方箋 (及び健康保険証の提示) 等のみを使いマイナ保険証は利用しなかった
■ いずれの施設においてもマイナ保険証を利用しなかった

(参考) マイナ保険証利用についての意識調査 (2024年8月)

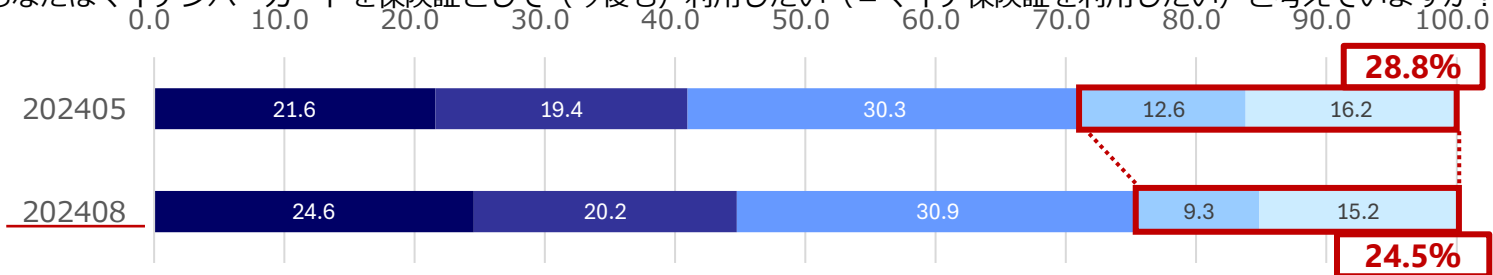
◆ 約9割の人が、マイナ保険証を利用して特段不便さを感じていなかったと回答している。

Q.マイナ保険証を使ってみてどのように感じましたか。あなたのお気持ちに近いものを1つお選びください。



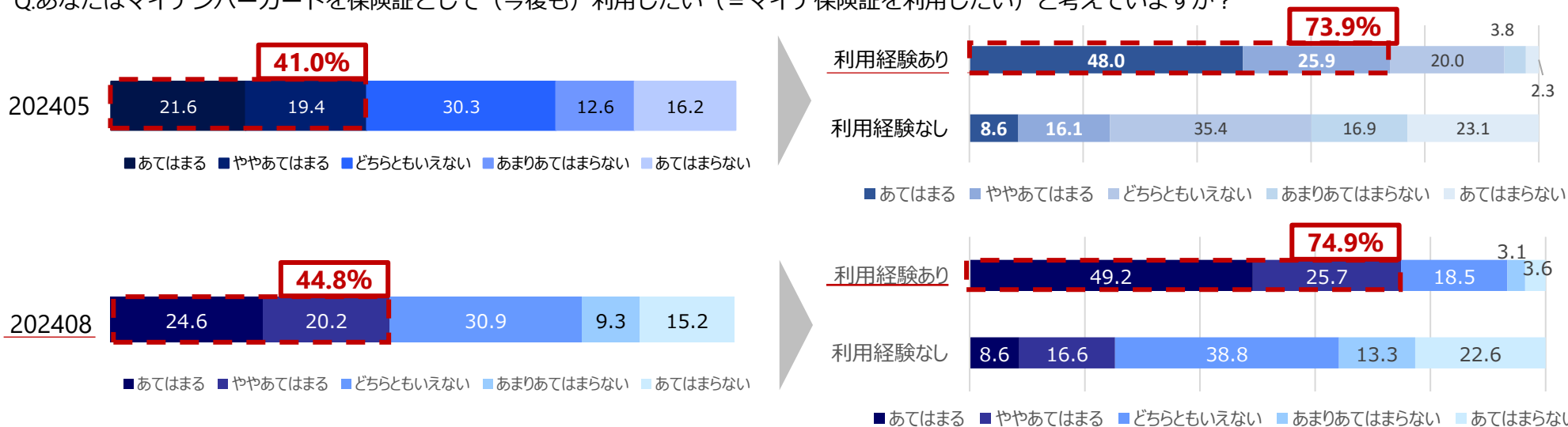
◆ 約4人に1人が利用に消極的だが、その割合は5月から減少している。

Q.あなたはマイナンバーカードを保険証として (今後も) 利用したい (= マイナ保険証を利用したい) と考えていますか?



◆ マイナ保険証を「利用したことがある」と回答した方のうち、約4人に3人 (74.9%) が「今後も利用したい」と考えている。

Q.あなたはマイナンバーカードを保険証として (今後も) 利用したい (= マイナ保険証を利用したい) と考えていますか?



マイナ保険証利用促進集中取組月間における取組について ～大臣表彰～

大臣表彰の取組

- 4月の利用実績が高い都道府県・関係団体に対して表彰を実施。都道府県別のマイナ保険証の令和6年4月から7月までの利用実績の伸び率は以下のとおり。

※赤色=第1位 黄色=上位5県 灰色=下位5県

- 表彰対象自治体（○付き）をはじめに、全ての都道府県で利用実績の上昇トレンドを維持。

都道府県名	4月～7月の伸び (7月利用実績)
北海道	+5.01% (12.14%)
青森県	+5.67% (10.27%)
○ 岩手県	+4.87% (12.97%)
宮城県	+4.45% (10.55%)
秋田県	+6.37% (11.83%)
山形県	+5.52% (12.43%)
○ 福島県	+6.23% (15.19%)
茨城県	+4.79% (12.93%)
栃木県	+5.96% (14.06%)
群馬県	+5.82% (13.33%)
埼玉県	+3.83% (9.84%)
千葉県	+4.55% (11.67%)
東京都	+3.74% (10.03%)
神奈川県	+4.30% (10.50%)
全国	+4.57% (11.13%)

都道府県名	4月～7月の伸び (7月利用実績)
新潟県	+6.42% (15.66%)
○ 富山県	+7.55% (18.00%)
○ 石川県	+6.48% (16.63%)
○ 福井県	+6.93% (16.88%)
山梨県	+4.66% (10.23%)
長野県	+4.37% (9.88%)
岐阜県	+5.12% (11.09%)
静岡県	+5.54% (12.82%)
愛知県	+4.26% (9.07%)
三重県	+4.32% (10.43%)
滋賀県	+5.46% (12.52%)
京都府	+5.00% (12.06%)
大阪府	+3.99% (9.91%)
兵庫県	+4.09% (10.37%)
奈良県	+4.50% (11.03%)
和歌山県	+3.37% (7.72%)

都道府県名	4月～7月の伸び (7月利用実績)
○ 鳥取県	+4.42% (14.12%)
島根県	+7.26% (15.98%)
岡山県	+5.00% (11.33%)
広島県	+5.67% (12.57%)
山口県	+6.74% (14.88%)
徳島県	+4.40% (9.24%)
香川県	+4.59% (11.91%)
愛媛県	+4.41% (8.81%)
高知県	+4.85% (10.36%)
福岡県	+3.99% (10.19%)
佐賀県	+3.79% (11.13%)
長崎県	+4.68% (11.61%)
熊本県	+3.91% (11.13%)
大分県	+4.10% (10.52%)
○ 宮崎県	+3.90% (12.95%)
○ 鹿児島県	+4.37% (15.21%)
沖縄県	+1.47% (4.75%)

※ 利用実績 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数
(括弧内の値は令和6年7月の利用実績 (%ポイント))

マイナ保険証の更なる利用促進の取組について

- 4月25日の日本健康会議における「マイナ保険証利用促進宣言」をはじめに、5月から7月までの「マイナ保険証利用促進集中取組月間」としてマイナ保険証の利用促進に集中的に取り組んできたところ。
- 現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する本年12月2日を見据え、更なる利用促進の取組として以下を実施してはどうか。

① マイナ保険証の利用実績が低い医療機関・薬局に対する個別アプローチ

- マイナ保険証の利用実績が著しく低い医療機関・薬局の中には、患者がマイナ保険証を使う機会を奪っているものも考えられ、その場合には、**療養担当規則違反となるおそれがある**。
- マイナ保険証の利用実績が著しく低い医療機関・薬局に対しては、マイナ保険証の利用促進に当たり困っている場合の支援や**地方厚生局が個別に事情を確認する等の働きかけを実施**。また、**働きかけの対象となることについて**、メール等で個別に医療機関・薬局に対して**事前に周知**。
- 加えて、10月から医療DX推進体制整備加算の最低利用率が適用されることも踏まえ、窓口でのマイナ保険証の声かけ等の更なる利用促進の取組を改めて呼びかけていく。

② マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行を見据えた周知広報

- これまでの周知広報におけるキーマッセージ(※1)に加えて、「**マイナ保険証が使えない場合でも、適切な自己負担額(3割等)で保険診療が受けられる**」等といった国民の不安の解消につながるような広報(※2)や、「**顔写真入りで対面での悪用が困難。より確実な本人確認が可能**」といったメリットの医療機関に対する広報も追加的に実施。
- その際、**周知広報の対象ごとに実感してもらいやすいと考えられるメリットを訴求する**など効果的な周知広報を実施。

※1 これまでの周知広報におけるキーマッセージ

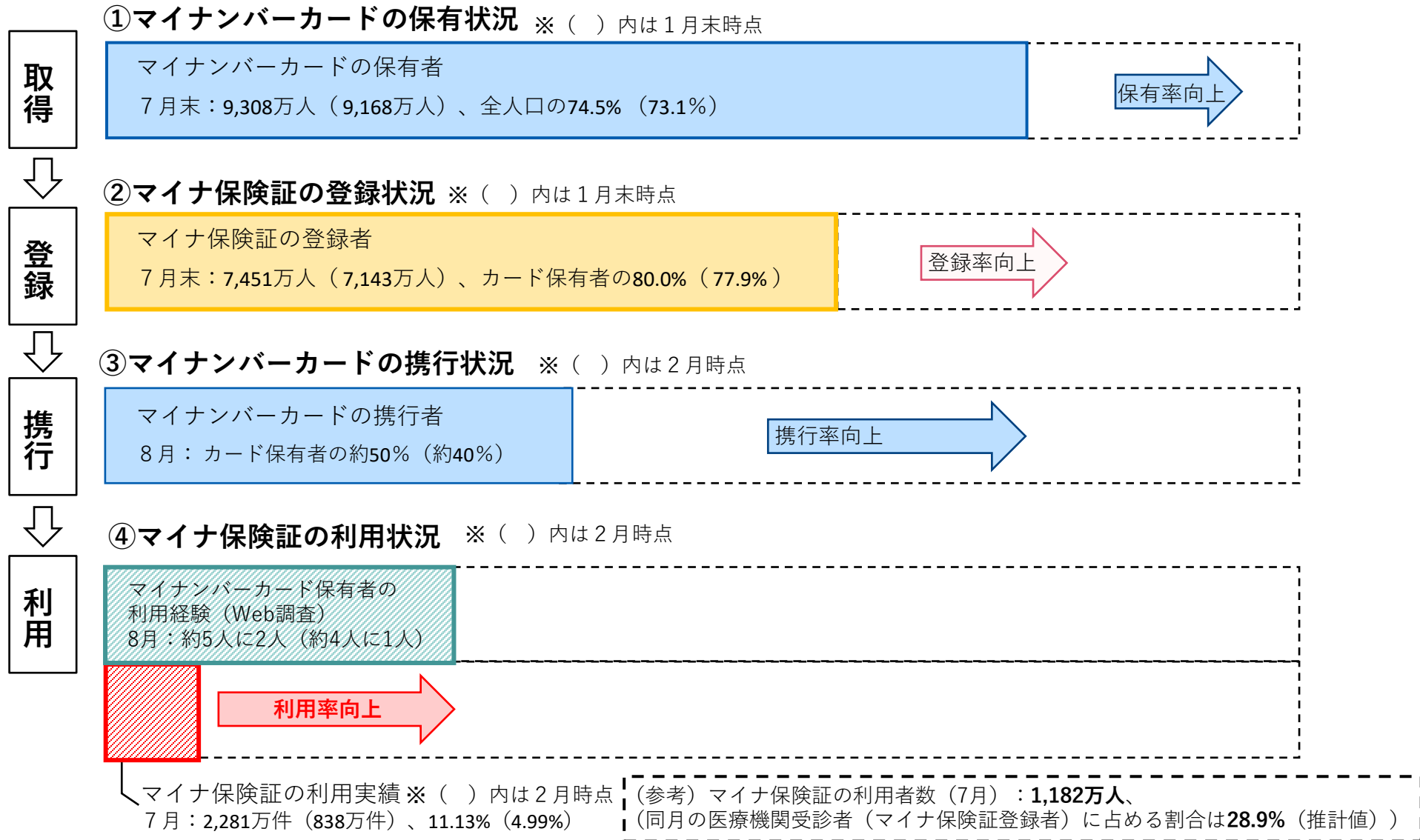
「12月2日で現行の健康保険証の新規発行が終了すること」、「病院・薬局ですぐに利用登録できる。救急の現場など様々なメリットがあること」、「まずは携行/マイナ保険証を利用してみて」

※2 例えば、「マイナ保険証が使えない(何らかの事情でマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない)場合でも、マイナポータルを活用(又は「資格情報のお知らせ」とマイナンバーカードの組み合わせなどで保険診療が受けられること)」、「マイナンバーカードを取得していない方や健康保険証の利用登録をしていない方等に対し、資格確認書がプッシュ型で交付されること」、「マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていないため安全・安心にご利用いただけること」等。

参考資料

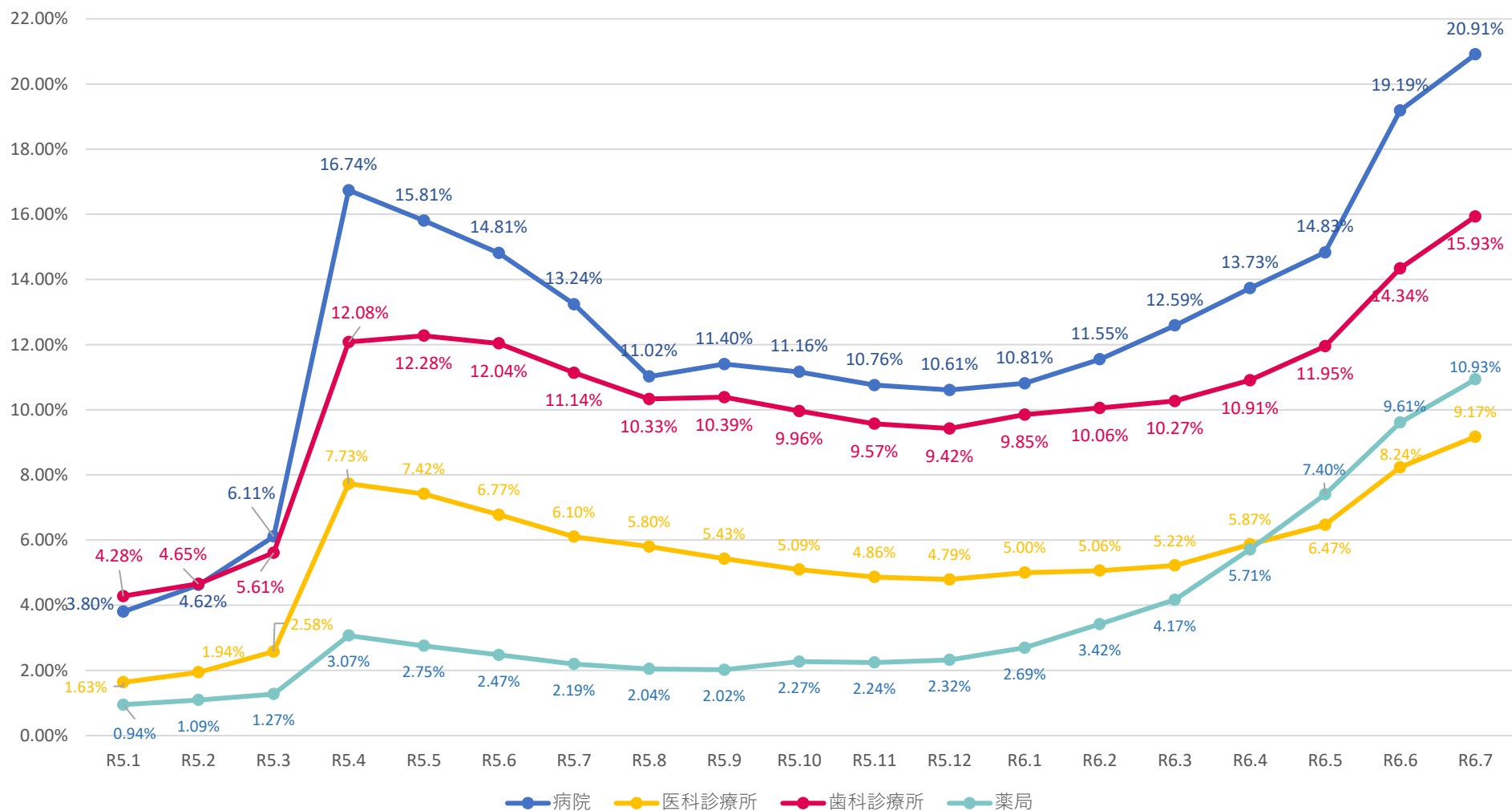


マイナ保険証に関する現状



カード保有者の約1/3 カード保有者の約1/2 7,451万人 9,308万人 12,542万人
(マイナ保険証の利 (マイナ保険証 (マイナ保険証登録者) (カード保有者) (R5.1.1時点の住基人口)
用経験がある者) の携行者)

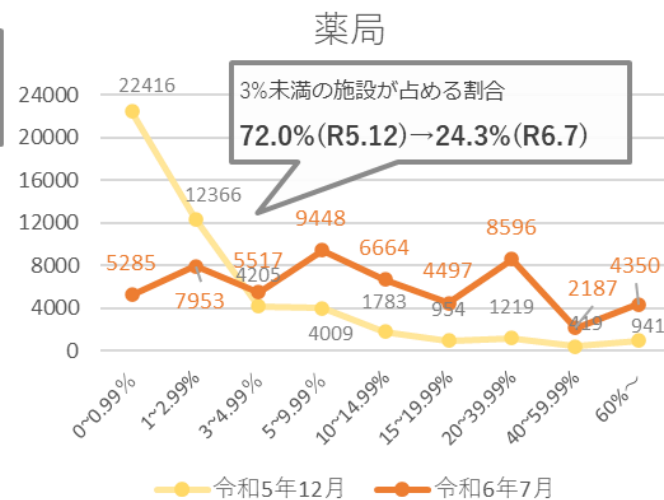
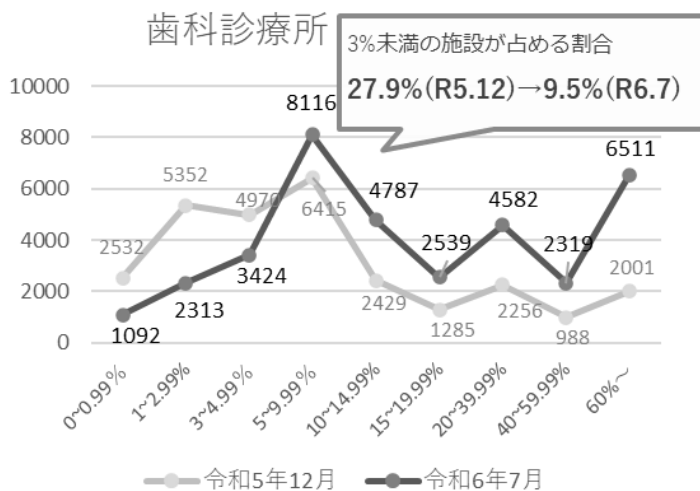
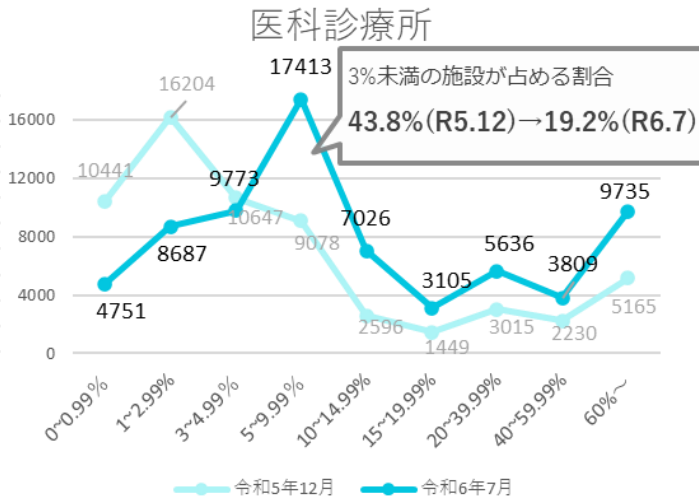
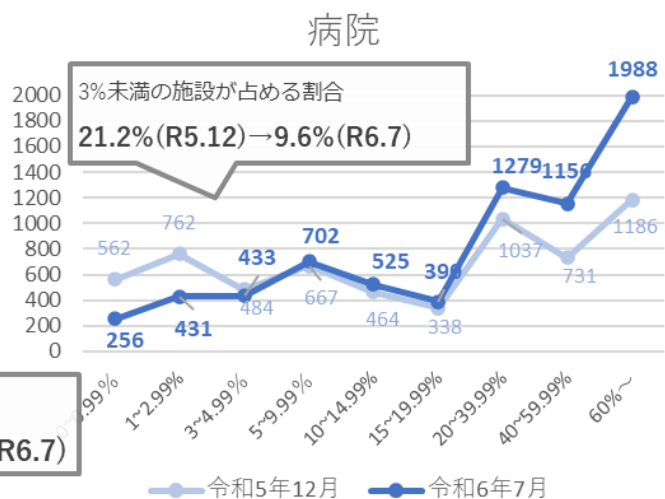
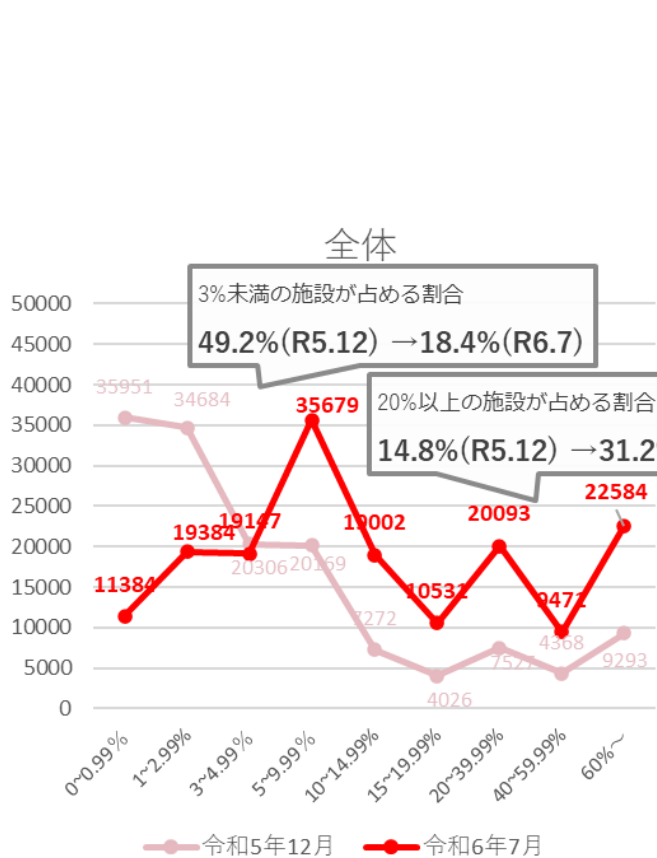
施設類型別のマイナ保険証利用率の推移



マイナ保険証の利用状況

■ マイナ保険証利用割合ごとの施設数の分布 (利用件数割合)

令和5年12月、令和6年7月時点



※ 利用割合 = MNC利用件数 / オンライン利用件数

※ オンライン資格確認利用件数50以上等の施設を対象に算出 (施設数: 143,596(R5.12)、167,275(R6.7))

マイナ保険証利用促進集中取組月間(令和6年5月～7月)の実施

- 本年12月2日の保険証廃止までの間に、より多くの国民にマイナ保険証の利用体験を持っていただくため、**医療機関、保険者、経済界の代表が集う日本健康会議(4月25日)**で「**マイナ保険証利用促進宣言**」を行い、これを皮切りに**5月～7月を集中取組月間として総力を挙げて取り組む。**

集中取組月間における主な取組等

① 医療現場における利用率アップ対策の抜本的見直し

● **支援金について、集中取組月間限定の一時金(最大20万円(病院40万円))として見直し**

→ 利用率の更なる底上げのため、利用人数の増加に応じ、かつ定額の給付とすることにより、医療現場にとってより分かりやすい形にすることで利用促進を促す

※ 6月からの診療報酬改定により「医療DX推進体制整備加算(80円等)」が創設されること等に伴う見直し

● **関係団体と連携し、①医療機関・薬局の窓口での共通ポスターの掲示、②来院患者への声掛けとマイナ保険証の利用を求めるチラシの配布を徹底** (①・②ともに一時金の支給条件、①は医療DX推進体制整備加算の要件の一例とする)

● 未稼働施設や低利用率施設に対するアプローチ強化

Ex. 未稼働の場合は、療養担当規則違反となる可能性がある旨、低利用の場合は、医療DX推進体制整備加算や一時金、療養担当規則や診療報酬に関する留意点を案内する通知を送付し、利用促進

② あらゆるメディアを動員し、集中的な広報展開

- 政府広報コンテンツ及び健康保険組合連合会が作成した動画広告などを活用して、これまでのインターネット広告に加えて、**新聞広告、TVCM、地下鉄車内放映による集中展開**

マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について

医療機関・薬局における顔認証付カードリーダー増設の支援

マイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局について、顔認証付きカードリーダーの増設を支援

○補助内容

2023(R5)年10月から2024(R6)年8-11月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が500件以上の機関については、顔認証付きカードリーダー1台の増設に要した費用の一部を補助する。

なお、病院については、以下の条件に応じ、顔認証付きカードリーダー最大3台まで、増設に要した費用の一部を補助する。

機関	利用件数	500～999件	1,000～1,499件	1,500～1,999件 ※1台運用機関1,500件以上	2,000～2,499件 ※2台運用機関2,000件以上	2,500件以上
1台の無償提供を受けた施設		1台	2台	3台	—	—
2台の無償提供を受けた施設		—	1台	2台	3台	—
3台の無償提供を受けた施設		—	—	1台	2台	3台

○補助対象・補助率

顔認証付きカードリーダー・資格確認端末の購入費用・工事費に対して1/2補助。

〔補助上限額〕

病院	1台	2台	3台
	275,000	450,000	625,000

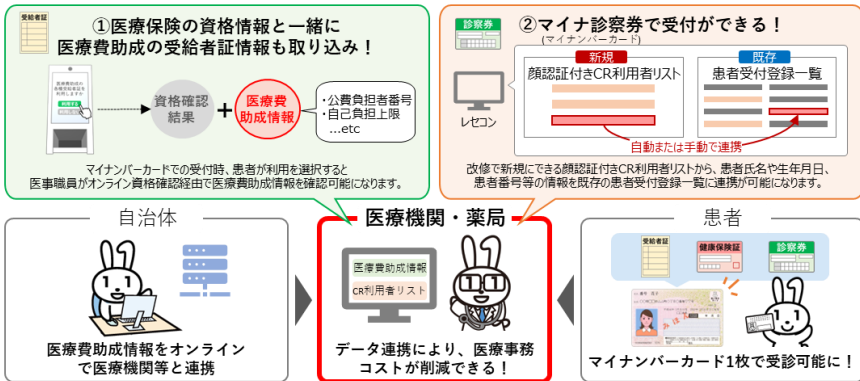
診療所 薬局	1台
	275,000

医療費助成の受給者証・診察券とマイナンバーカードの一体化に係るデジタル庁補助金の要件見直し

保険医療機関・保険薬局のみなさまへ

医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する補助金の申請受付を開始します

医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードとの一体化には多くのメリットがあります



補助内容のご案内

デジタル庁では①医療費助成受給者証、②診察券それぞれがマイナンバーカードと一体化するためのレセコン・再来受付機の改修に対する補助金制度を用意しております。

① 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得！

- 医療費助成の受給者証のオンライン資格確認については、令和6年度は全国177自治体(20都府県、157市町村)で実施を予定しています。※一度改修いただければ、参加自治体や受給者証の種類が増える都府県の追加改修は必要ありません。
- 自治体名や対応する受給者証の種類については、デジタル庁HP(下部QRコード参照)でご確認下さい。
- オンライン資格確認の実施に当たってのレセコン改修への補助金は下記のとおりです。

診療所	補助額
診療所 ^{※1} 、 薬局(大型チェーン薬局以外)	5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)
大型チェーン薬局	3.6万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその1/2を補助)
病院 ^{※1,2}	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

※1：診察券利用に伴う改修を行った場合も対象経費に含めることができます。(上限額は同一)
 ※2：再来受付機の改修を合わせて行った場合、60.0万円を上限に補助(事業費120万円を上限にその1/2を補助)となるが40.0万円を上限に補助(事業費120万円を上限にその1/3を補助)となります。詳しい補助要件は、裏面に記載いたします。

12月2日の、マイナ保険証を基本とした仕組みへの移行に向けて、是非このタイミングでのレセコンの改修をご検討ください。

詳しくはこちら

令和6年度PMH(医療費助成)参加自治体の一覧はこちら

<https://www.digital.go.jp/news/070923>

<https://www.digital.go.jp/news/070923>



デジタル庁

裏面もご覧ください



② マイナ診察券で受付ができる！ (マイナンバーカード)

- レセコン・再来受付機等の改修等により、マイナンバーカードを診察券として利用し、診察券番号を入力しなくても患者情報がレセコン画面に反映されるようになります。
- 実施に当たってのレセコン・再来受付機等の改修等への補助金は下記のとおりです。※診察券の廃止までは、要件ではありません。(再来受付機は、改修だけではなく、購入した際のオプション費用も補助の対象になります。)

		補助額
診療所	① 再来受付機等の改修を含む	5.4万円を上限に補助 ^{※2,3} (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)
	② 再来受付機がない場合	60.0万円を上限に補助 ^{※1,4} (事業費120万円を上限にその1/2を補助) 40.0万円を上限に補助 ^{※2,4} (事業費120万円を上限にその1/3を補助)
病院	② 再来受付機がない場合	28.3万円を上限に補助 ^{※2,3} (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

【補助要件】

- ※1：2023(R5)年10月1日から2024(R6)年11月31日までのいずれかの月のマイナ保険証の月利用件数の総数が500件以上であることが要件です。
- ※2：2023年10月末のマイナ保険証の利用率と比較して、2024年1月以降の平均利用率が5%以上増加していることが要件です。(注)2024年1月以降の利用率を算出し、5%を超えた時点で申請要件を満たすこととします。
- ※3：医療費助成の受給者証に伴う改修を実施する場合は、表面①の※1をご覧ください。(※2の要件は不要となります。)
- ※4：医療費助成の受給者証に伴う改修を実施する場合でも、上限は同一です。

申請手続きに係る共通事項のご案内

①受給者証と②診察券利用に伴う改修は別々の機会に実施することも可能ですが、その場合でも、申請は一括で行っていただくようお願いいたします。(複数回の申請は認めておりません)

申請期間 2025(令和7)年1月15日まで
 ※ 2023(令和5)年11月11日以降
 2024(令和6)年12月31日までに実施した改修が対象となります

申請方法 改修完了後に医療機関等向け総合ポータルサイトで申請して下さい

申請に必要な書類 申請に必要な書類は以下3点です
 ① 領収書
 ② 領収書内訳書
 ③ システム改修に係るチェックシート(バンダーに記入してもらってください)

※詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトよりご確認ください

補助金の申請手続きは以下から行なえます

補助金案内ページ

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011504



当事業の詳細については、医療機関等向け総合ポータルサイト等で改めてお知らせする予定です。

■お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター(通話無料)

0800-080-4583

月曜日～金曜日：8:00～18:00(祝日除く)
 土曜日：8:00～16:00(祝日除く)

■医療機関等向け総合ポータルサイト

URL：https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index



デジタル庁

(参考) 医療費助成のオンライン資格確認の先行実施事業 採択自治体一覧

(令和5年度・令和6年度先行実施事業への参加自治体の累計) ※令和6年8月時点

全177団体

157市町村 ※ハイライトは令和6年度二次公募の採択団体 (令和6年8月更新)

20都府県

No.	都道府県名
1	青森県
2	宮城県
3	茨城県
4	栃木県
5	埼玉県
6	千葉県
7	東京都
8	富山県
9	三重県
10	滋賀県
11	大阪府
12	兵庫県
13	島根県
14	岡山県
15	広島県
16	香川県
17	佐賀県
18	長崎県
19	熊本県
20	大分県

No.	都道府県名	団体名
1	北海道	帯広市
2		上士幌町
3		芽室町
4		幕別町
5		池田町
6	浦幌町	
7	青森県	三沢市
8		つがる市
9		深浦町
10	岩手県	一関市
11		九戸村
12	宮城県	仙台市
13		大崎市
14	秋田県	湯沢市
15		由利本荘市
16	山形県	米沢市
17	茨城県	笠間市
18		鹿嶋市
19		桜川市
20	栃木県	栃木市
21		那須塩原市
22	群馬県	下仁田町
23		甘楽町
24		川口市
25	埼玉県	戸田市
26		新座市
27		松伏町
28	千葉県	銚子市
29		木更津市
30		松戸市
31	東京都	我孫子市
32		芝山町
33	神奈川県	調布市
34		横浜市
35		平塚市
36		藤沢市
37		茅ヶ崎市

No.	都道府県名	団体名
38	新潟県	加茂市
39		南魚沼市
40	石川県	加賀市
41	山梨県	甲府市
42		富士吉田市
43		都留市
44		山梨市
45		韮崎市
46		笛吹市
47		甲州市
48	長野県	忍野村
49		須坂市
50		塩尻市
51	岐阜県	佐久市
52		南牧村
53		南木曾町
54		大桑村
55		筑北村
56	静岡県	池田町
57		坂城町
58	岐阜県	海津市
59		養老町
60	静岡県	浜松市
61		御殿場市
62		南伊豆町
63	愛知県	名古屋市の
64		一宮市
65		津島市
66		豊田市
67		小牧市
68		愛西市
69		清須市
70	愛知県	弥富市
71		あま市
72		長久手市
73		飛鳥村
74		設楽町
75		東栄町
76	豊根村	

No.	都道府県名	団体名
77	三重県	津市
78		伊勢市
79		松阪市
80		鈴鹿市
81		名張市
82		亀山市
83		伊賀市
84		多気町
85		明和町
86		大台町
87	玉城町	
88	度会町	
89	大紀町	
90	南伊勢町	
91	紀北町	
92	御浜町	
93	滋賀県	彦根市
94		近江八幡市
95		守山市
96	甲賀市	
97	京都府	野洲市
98		米原市
99	京都府	舞鶴市
100		宇治市
101		宮津市
102		亀岡市
103		八幡市
104		木津川市
105		精華町
106		岸和田市
107		豊中市
108		枚方市
109	松原市	
110	柏原市	
111	羽曳野市	
112	摂津市	
113	東大阪市	
114	泉南市	
115	四條畷市	

No.	都道府県名	団体名
116	兵庫県	尼崎市
117		西宮市
118		伊丹市
119		西脇市
120		宝塚市
121		三木市
122		小野市
123		加西市
124		加東市
125		多可町
126	神河町	
127	奈良県	川西町
128		田原本町
129	広陵町	
130	和歌山県	和歌山市
131	島根県	松江市
132		出雲市
133	岡山県	岡山市
134		倉敷市
135		玉野市
136		瀬戸内市
137	赤磐市	
138	吉備中央町	
139	広島県	福山市
140		神石高原町
141	徳島県	阿南市
142		上板町
143	つるぎ町	
144	香川県	東かがわ市
145		宇多津町
146	愛媛県	松山市
147		鬼北町
148	福岡県	柳川市
149	佐賀県	佐賀市
150	長崎県	大村市
151		平戸市
152	熊本県	熊本市
153	大分県	別府市
154	宮崎県	都城市
155	沖縄県	那覇市
156		金武町
157	渡嘉敷村	

令和6年度診療報酬改定におけるマイナ保険証利用等に関する診療報酬上の評価（イメージ）

・マイナンバーカードを**常時携帯する者が約5割**となっている現状を踏まえると、**医療現場における利用勧奨が重要。**

《現行》

《見直しイメージ》

R6.6

R6.12

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

マイナンバーカードや問診票を利用し、
「診療情報取得・活用体制の充実」を評価

<初診>

- ・マイナ保険証 利用なし 4点
- ・マイナ保険証 利用あり 2点

【医療情報取得加算】

配点を見直し、継続

<初診><再診>

- ・マイナ保険証利用なし 3点 2点
- ・マイナ保険証利用あり 1点 1点

マイナ保険証の利用の有無に着目した配点を見直しつつ、医療情報等の活用による質の高い医療の評価を継続

- <初診> 1点
- <再診> 1点

【医療DX推進体制整備加算】

マイナ保険証、電子処方箋などの「**医療DX推進体制**」を評価

<初診> 8点（歯科6点, 調剤4点）

⇒【R6.10～】施設要件（例）③の利用実績に応じ11点（歯科9点, 調剤7点）をはじめとした3段階で評価

施設要件（例）

- ①マイナ保険証での取得情報を診療室で使用できる体制【R6.6～】
- ②マイナ保険証の利用勧奨の掲示【R6.6～】 Ex. 窓口での共通ポスターの掲示
- ③**マイナ保険証利用実績が一定程度（5～15%）以上**であること【R6.10～】
- ④電子処方箋を発行できる体制（薬局は受け付ける体制）【R7.4～】
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制【R7.10～】

など



医療DX推進体制整備加算及び医療情報取得加算の見直し

医療DX推進体制整備加算

令和6年6月～9月

医療DX推進体制整備加算	8点
医療DX推進体制整備加算（歯科）	6点
医療DX推進体制整備加算（調剤）	4点

※初診時に所定点数を加算

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）
～中略～

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績を一定程度有していること。（令和6年10月1日から適用）



令和6年10月～

医療DX推進体制整備加算1	11点
医療DX推進体制整備加算1（歯科）	9点
医療DX推進体制整備加算1（調剤）	7点

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、**十分な実績**を有していること。

（新）マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。

医療DX推進体制整備加算2	10点
医療DX推進体制整備加算2（歯科）	8点
医療DX推進体制整備加算2（調剤）	6点

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、**必要な実績**を有していること。

（新）マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。

医療DX推進体制整備加算3	8点
医療DX推進体制整備加算3（歯科）	6点
医療DX推進体制整備加算3（調剤）	4点

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、**実績**を有していること。

マイナ保険証利用率（案）（注）利用率は通知で規定		
利用率実績	令和6年7・8月～	令和6年10・11月～
適用時期	令和6年10月～	令和7年1月～
加算1	15%	30%
加算2	10%	20%
加算3	5%	10%

※ 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。ただし、令和6年10月～令和7年1月は、適用時期の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることもできる。

※ 令和7年4月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年未を目途に検討、設定。

令和6年6月～11月

初診時	医療情報取得加算1（現行の保険証の場合）	3点
	医療情報取得加算2（マイナ保険証の場合）	1点
再診時（3月に1回に限り算定）	医療情報取得加算3（現行の保険証の場合）	2点
	医療情報取得加算4（マイナ保険証の場合）	1点
	医療情報取得加算1（現行の保険証の場合）	3点
	医療情報取得加算2（マイナ保険証の場合）	1点

調剤時（6月に1回に限り算定）	医療情報取得加算1（現行の保険証の場合）	3点
	医療情報取得加算2（マイナ保険証の場合）	1点

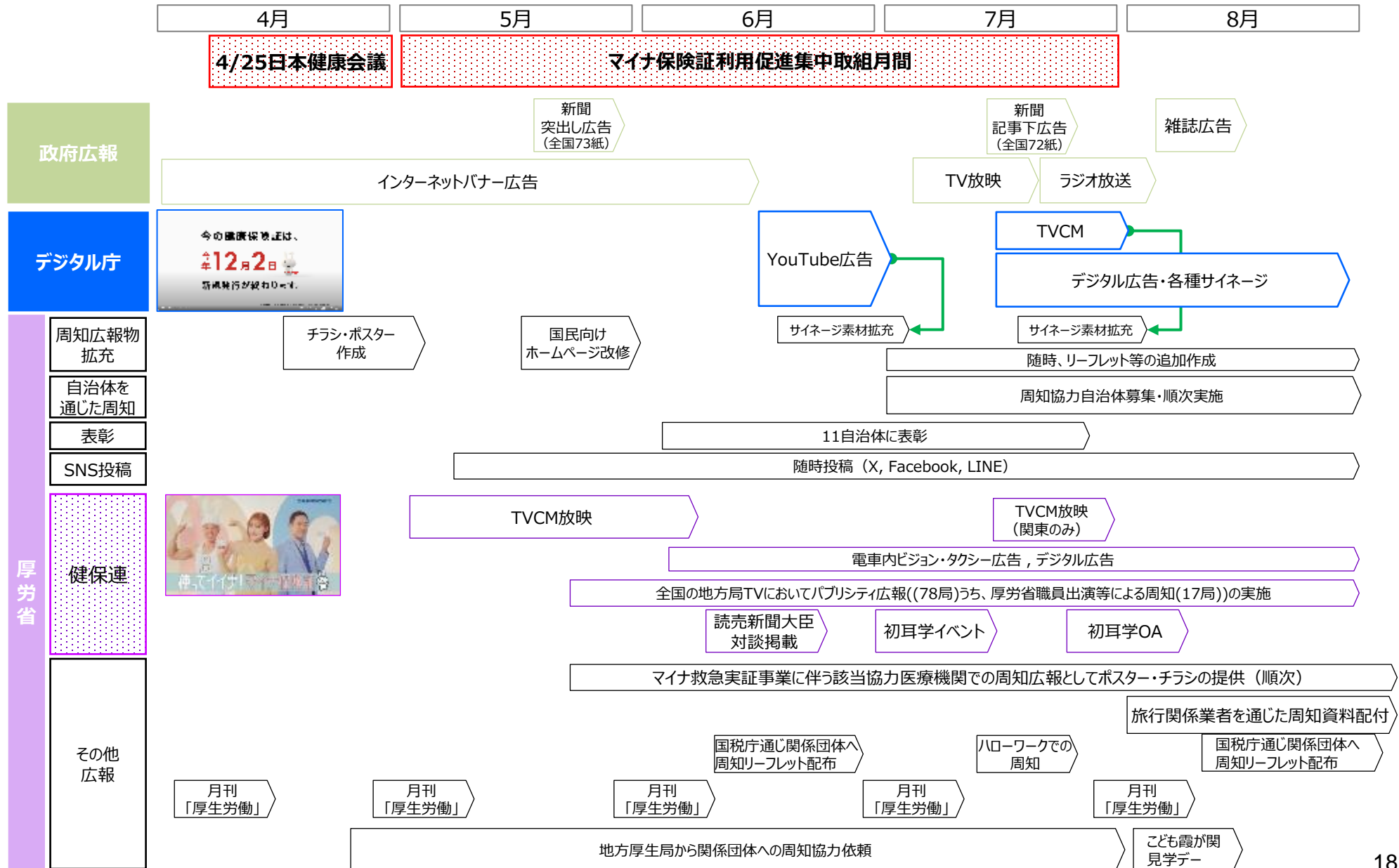


令和6年12月～

初診時	医療情報取得加算	1点
再診時（3月に1回に限り算定）	医療情報取得加算	1点
	医療情報取得加算	1点
調剤時（12月に1回に限り算定）	医療情報取得加算	1点
	医療情報取得加算	1点

医療情報取得加算

令和6年4月以降の周知広報事業について



オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 (都道府県別の医療機関・薬局での利用 (令和6年7月))

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率 (令和6年7月) は以下のとおり。

※黄色 = 上位5県 灰色 = 下位5県

都道府県名	利用率
北海道	12.14% (+1.63%)
青森県	10.27% (+1.49%)
岩手県	12.97% (+1.40%)
宮城県	10.55% (+1.50%)
秋田県	11.83% (+1.82%)
山形県	12.43% (+1.81%)
福島県	15.19% (+1.43%)
茨城県	12.93% (+1.24%)
栃木県	14.06% (+1.70%)
群馬県	13.33% (+1.51%)
埼玉県	9.84% (+1.12%)
千葉県	11.67% (+1.25%)
東京都	10.03% (+0.99%)
神奈川県	10.50% (+1.15%)

全国	11.13% (+1.23%)
----	-----------------

都道府県名	利用率
新潟県	15.66% (+1.80%)
富山県	18.00% (+1.93%)
石川県	16.63% (+1.42%)
福井県	16.88% (+1.77%)
山梨県	10.23% (+1.44%)
長野県	9.88% (+1.27%)
岐阜県	11.09% (+1.21%)
静岡県	12.82% (+1.33%)
愛知県	9.07% (+1.18%)
三重県	10.43% (+1.16%)
滋賀県	12.52% (+1.48%)
京都府	12.06% (+1.33%)
大阪府	9.91% (+1.12%)
兵庫県	10.37% (+0.98%)
奈良県	11.03% (+1.17%)
和歌山県	7.72% (+0.89%)

都道府県名	利用率
鳥取県	14.12% (+1.07%)
島根県	15.98% (+1.87%)
岡山県	11.33% (+1.36%)
広島県	12.57% (+1.55%)
山口県	14.88% (+1.60%)
徳島県	9.24% (+1.10%)
香川県	11.91% (+1.21%)
愛媛県	8.81% (+1.23%)
高知県	10.36% (+0.62%)
福岡県	10.19% (+0.99%)
佐賀県	11.13% (+0.85%)
長崎県	11.61% (+1.24%)
熊本県	11.13% (+0.95%)
大分県	10.52% (+0.86%)
宮崎県	12.95% (+0.71%)
鹿児島県	15.21% (+0.81%)
沖縄県	4.75% (+0.26%)

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数
(括弧内の値は令和6年6月の値からの変化量 (%ポイント))

施設類型別・都道府県別の利用実績

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数

【医科診療所】

順位	R6.6順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
1	(1)	福井	15.92%	59,207	371,948
2	(2)	鹿児島	14.01%	156,469	1,116,917
3	(3)	新潟	13.66%	165,909	1,214,990
4	(4)	富山	13.40%	79,229	591,162
5	(7)	秋田	13.01%	57,928	445,404
6	(5)	島根	12.58%	55,460	440,717
7	(6)	宮崎	12.19%	81,543	668,711
8	(9)	石川	11.87%	82,676	696,712
9	(8)	鳥取	11.66%	39,241	336,631
10	(11)	静岡	11.39%	302,393	2,655,099
11	(10)	滋賀	11.27%	78,802	699,337
12	(13)	栃木	11.15%	135,536	1,215,465
13	(12)	岩手	10.94%	77,072	704,486
14	(20)	青森	10.91%	70,514	646,336
15	(15)	山口	10.51%	112,999	1,075,646
16	(17)	北海道	10.49%	301,209	2,871,431
17	(14)	香川	10.46%	52,560	502,257
18	(18)	山形	10.38%	87,959	847,737
19	(19)	群馬	10.23%	139,111	1,359,900
20	(16)	福島	10.22%	110,173	1,078,172
21	(21)	茨城	10.09%	145,787	1,444,514
22	(23)	千葉	10.06%	341,220	3,392,528
23	(24)	宮城	9.85%	166,473	1,690,746
24	(22)	京都	9.75%	137,191	1,406,485
25	(25)	広島	9.30%	211,662	2,276,022
26	(26)	奈良	8.96%	80,716	900,699
27	(28)	岐阜	8.95%	143,877	1,606,857
28	(30)	神奈川	8.77%	585,672	6,675,732
29	(29)	長崎	8.77%	107,145	1,221,523
30	(27)	三重	8.77%	128,316	1,462,900

【病院】

順位	R6.6順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
1	(1)	富山	33.49%	57,844	172,715
2	(6)	栃木	29.32%	40,265	137,327
3	(5)	山形	29.05%	29,255	100,706
4	(2)	茨城	28.40%	62,949	221,621
5	(4)	石川	27.44%	37,732	137,485
6	(3)	山口	27.15%	40,083	147,653
7	(7)	鹿児島	25.83%	63,613	246,316
8	(14)	宮城	25.74%	51,587	200,449
9	(9)	千葉	25.68%	127,732	497,308
10	(8)	福島	25.43%	45,152	177,538
11	(16)	香川	24.86%	22,436	90,267
12	(19)	北海道	24.45%	154,004	629,987
13	(11)	京都	24.15%	53,404	221,152
14	(18)	島根	23.99%	14,291	59,566
15	(13)	岐阜	23.86%	42,420	177,812
16	(12)	新潟	23.66%	43,557	184,093
17	(10)	宮崎	23.65%	42,330	179,010
18	(24)	広島	23.56%	64,724	274,768
19	(15)	滋賀	23.43%	21,890	93,441
20	(22)	愛媛	23.24%	34,635	149,047
21	(30)	秋田	23.05%	14,948	64,846
22	(23)	奈良	23.05%	29,751	129,074
23	(20)	岩手	22.82%	29,756	130,410
24	(17)	鳥取	22.47%	13,685	60,901
25	(21)	山梨	22.26%	12,832	57,635
26	(25)	長野	21.78%	46,640	214,171
27	(31)	長崎	21.69%	36,363	167,658
28	(28)	群馬	21.32%	41,942	196,708
29	(26)	兵庫	21.18%	95,424	450,473
30	(27)	神奈川	20.93%	129,664	619,627

施設類型別・都道府県別の利用実績

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数

【歯科診療所】

順位	R6.5順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
1	(1)	宮崎	29.17%	22,556	77,335
2	(2)	鹿児島	24.90%	45,364	182,156
3	(3)	富山	24.69%	29,172	118,176
4	(4)	岩手	23.87%	24,597	103,049
5	(5)	秋田	23.33%	20,972	89,900
6	(6)	石川	23.06%	25,046	108,628
7	(7)	三重	22.93%	37,252	162,491
8	(8)	岐阜	22.23%	47,157	212,098
9	(10)	山口	21.41%	32,162	150,254
10	(9)	奈良	21.23%	23,525	110,788
11	(13)	山梨	20.86%	11,009	52,773
12	(11)	福島	20.27%	34,753	171,463
13	(15)	広島	20.24%	63,276	312,559
14	(17)	福井	20.23%	14,888	73,604
15	(16)	山形	20.12%	24,254	120,564
16	(12)	和歌山	20.00%	11,460	57,288
17	(14)	静岡	19.92%	83,499	419,094
18	(18)	京都	19.40%	37,361	192,604
19	(19)	長野	19.20%	34,259	178,447
20	(23)	長崎	18.69%	29,941	160,184
21	(20)	熊本	18.69%	37,441	200,325
22	(21)	大分	18.55%	16,151	87,046
23	(22)	群馬	18.38%	40,816	222,127
24	(25)	栃木	17.25%	42,749	247,887
25	(24)	高知	16.99%	12,861	75,705
26	(26)	滋賀	16.80%	21,617	128,672
27	(29)	愛知	16.40%	135,109	824,040
28	(27)	福岡	16.27%	95,578	587,471
29	(30)	兵庫	15.80%	85,992	544,281
30	(35)	島根	15.68%	14,812	94,437

【薬局】

順位	R6.5順位	都道府県	利用率	MNC利用件数	オン資件数
1	(2)	島根	18.68%	72,617	388,713
2	(1)	石川	18.40%	117,118	636,349
3	(3)	福島	17.76%	184,784	1,040,206
4	(4)	富山	16.93%	118,667	700,810
5	(5)	福井	16.85%	52,840	313,510
6	(6)	山口	16.82%	164,994	980,751
7	(7)	新潟	16.38%	266,983	1,630,139
8	(8)	鳥取	14.73%	46,873	318,243
9	(9)	群馬	14.70%	162,689	1,106,988
10	(11)	栃木	14.50%	211,961	1,461,645
11	(10)	佐賀	14.23%	66,092	464,604
12	(13)	広島	13.71%	243,405	1,774,805
13	(14)	茨城	12.91%	267,096	2,068,846
14	(15)	静岡	12.56%	419,637	3,340,462
15	(12)	鹿児島	12.48%	139,143	1,115,228
16	(16)	長崎	12.41%	100,987	813,975
17	(18)	岡山	12.15%	133,202	1,096,270
18	(17)	熊本	11.96%	127,056	1,062,140
19	(19)	岩手	11.86%	104,690	882,696
20	(22)	滋賀	11.74%	104,289	888,040
21	(25)	山形	11.63%	123,279	1,060,157
22	(24)	京都	11.49%	170,865	1,487,267
23	(20)	福岡	11.47%	389,428	3,394,225
24	(29)	北海道	11.22%	506,136	4,509,034
25	(27)	徳島	11.22%	43,381	386,721
26	(23)	千葉	11.17%	482,429	4,318,002
27	(28)	香川	11.13%	66,102	594,074
28	(30)	神奈川	10.61%	757,845	7,145,625
29	(32)	岐阜	10.35%	166,040	1,604,162
30	(21)	高知	10.26%	41,335	402,812

マイナ保険証利用促進集中取組月間における表彰について

マイナ保険証の利用率向上は、地域の医療機関・薬局の取組によるところが大きいことから、地域全体での今後の取組を盛り立てていくため、集中取組月間である5月から7月にかけて、取組が進んでいる地域の関係団体や保険者を表彰する。

表彰対象・内容

- 以下の3類型を対象に表彰する。
 - ① 都道府県の施設類型（医科診療所・病院・歯科診療所・薬局）ごとに利用率等を比較し、上位の当該地域における医師会・病院協会、歯科医師会、薬剤師会を対象
 - ② 全施設類型を合わせた利用率上位の都道府県
 - ③ 被用者保険及び市町村国保それぞれの利用率が上位の保険者
- 利用率については、4月の実績（※）を活用し、個別に取組状況をヒアリングする等により対象を確定する。
 - ※利用率 = マイナ保険証利用件数 / オンライン資格確認の利用件数
- 集中取組月間である5月から7月にかけて、順次実施。

(参考) 4月の利用率に基づく表彰対象

都道府県・医療関係団体

	全体		医科診療所 (都道府県医師会)		病院 (都道府県医師会 ・病院協会)		歯科診療所 (都道府県歯科医師会)		薬局 (都道府県薬剤師会)	
1位	鹿児島	(10.8%)	鹿児島	(10.2%)	富山	(21.4%)	宮崎	(22.2%)	石川	(10.1%)
2位	富山	(10.5%)	福井	(9.6%)	鹿児島	(19.4%)	鹿児島	(18.1%)	福島	(9.6%)
3位	石川	(10.1%)	鳥取	(8.4%)	石川	(18.8%)	岩手	(17.2%)	鳥取	(9.3%)

※ 被用者保険・市町村国保についても、利用率を集計した上で、表彰を行う予定。

主な事象・課題

解決に向けた対応

健康保険証は有効なのにマイナ
保険証で「無効」と表示される

保険資格の確認ができず10割負
担での請求を行う

顔認証付きカードリーダーが
起動しない

顔認証付きカードリーダーで
顔認証ができない

電子証明書の有効期限が切れると
マイナ保険証として使えなくなる

- ・ 転職や転居等により資格変更があった際に新しい資格情報が迅速に登録されるよう、昨年6月に省令改正を行い、資格取得の届出から5日以内（資格変更から10日以内）にシステム登録を求めているが、更に保険者に対し、迅速化を図るために改善計画の策定を求め、フォローアップ調査を実施。
- ・ オン資未登録のままマイナ保険証を使ってしまう事態を回避するために、①データ登録までの期間の周知、②登録が終わったことを通知する仕組みを導入。
- ・ カードリーダーの起動時の不具合は、顔認証付きカードリーダーやPC（資格確認端末）の日々のシャットダウン、スケジューラー機能の利用により、定期的に電源のオン・オフ（シャットダウン・再起動）を行うことで解消。
- ・ 顔認証時の読み取りエラーは、カードを袋にいれたまま置く、カメラに近づき過ぎる、逆光や外光の影響を受けることなどが主な原因であり、エラー時の対応について周知。
- ・ 電子証明書の有効期間の3か月前からJ-LISより更新手続きのご案内が送付されるほか、有効期限満了日まで3か月以下の場合には顔認証付きカードリーダーの画面上で更新のアラート表示を行っている。
- ・ 本年12月より、電子証明書の有効期間満了後3か月間は、引き続き資格確認を行えるよう対応。また、12月2日以降は、有効期限満了日から更新なく一定期間経過した場合には、資格確認書を職権交付。

マイナンバーカードでオン
ライン資格確認が行えない
場合には、

- ・ 「資格(無効)」画面に表示された喪失済みの資格や過去の受診歴から確認した資格情報で請求を行うか、
- ・ 被保険者番号等が不詳でも本人に資格申立書を記載いただき「不詳レセプト」として請求を行い、マイナ保険証を持参した患者に対して、紙の保険証の提示がなくとも適切な自己負担割合（3割等）の支払を求めるよう周知。

主な事象・課題

過去に別人との紐付け誤りが報じられたこともあり、安心してマイナ保険証を利用できない



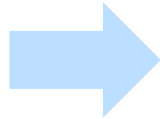
高齢者がうまくマイナ保険証を使えない、暗証番号を忘れて入力できない



顔認証付きカードリーダーがクリニックに1台しかないので待合室が混雑する



通常の受付窓口以外で対応する方式（ドライブスルー形式等）をとっている薬局では、1台のカードリーダーで対応することになり、マイナ保険証での受付が困難



資格確認時に表示された情報に「●」が出る



解決に向けた対応

- 全ての登録済みデータ（1.6億件）について、住民基本台帳情報との突合を完了し、そのうち確認が必要なデータについて保険者等による確認作業も完了。
- 新規加入者の登録時に全てのデータについて住民基本台帳情報と突合するチェックシステムの仕組みを本年5月から実施。
- 暗証番号の入力や顔認証が困難な場合には、目視モードによる資格確認も可能であり、引き続き周知。また、今後、来年春を目途としたシステム改修により、窓口での目視モードの操作を簡便化。
- 暗証番号を3回誤入力した場合でも、顔認証や目視モードの対応が可能。また、暗証番号を設定しない顔認証カードでもマイナ保険証としての利用が可能。
- 令和5年度補正予算によるカードリーダーの増設補助を通じて、対象となる施設（※）では増設が可能。補助の要件としている利用件数の判定期間を本年3月から7月に延長。
※ 昨年10月～本年7月のいずれかの月のマイナ保険証の利用件数が500件以上の施設が対象
- 同意の画面操作について、本年秋頃を目途に包括同意等を順次改善予定。
- 医療機関等の窓口において資格確認ができない場合として、居宅同意取得型（※）を活用したマイナ保険証による受付が可能。運用について9月頃までに提示予定。
※ 診療／薬剤情報等の照会可能期間は、外来・往診と同様の取扱いとし、同意情報登録後24時間を想定。
- 医療機関等へのマニュアルで示しているとおり、カナ氏名を確認することによる受付や、「●」表記のままでもレセプト請求が可能であり、「●」表記のままや漢字に置き換えても返戻されない。
- 上記を再周知するとともに、レセコンやオンライン資格確認等システム、保険者システムの文字コードの違いを踏まえつつ、よく「●」表記となる漢字から修正を検討。

登録済みデータの確認作業の結果

令和6年5月15日

第178回社会保障審議会
医療保険部会

資料1
(一部更新)

住基情報（J-LIS情報） との突合結果	令和5年		令和6年				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月～
生年月日・性別不一致 (①：2,779件)	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>【全ての登録済みデータ（1.6億件）について、住民基本台帳情報との突合を完了。確認が必要な約139万件について閲覧停止をしたうえで、保険者等による確認作業を実施】</p> <p>→ 4月までに、①・②の不一致データの確認作業を終了し、確認済みの全てのデータについて閲覧停止を解除</p> <p>※ 検知された誤登録数：539件（令和6年7月末現在。令和6年5月15日に公表した件数529件に、その後追加で報告のあった件数を加えた。） 上記誤登録数うち、薬剤情報等が閲覧された件数：16件 （試行実施で検出されたものや、保険者の自己点検等で検知された誤登録を含む）</p> </div>						<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>新誤入力チェックシステムの運用開始</p> <p>【5月7日～】</p> <p>→ データ登録時に全てのデータについて住民基本台帳情報との突合を行う</p> </div>
氏名の不一致等 (②：約139万件)							
全加入者 (*)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>確認作業終了を踏まえ、安心してマイナ保険証をご利用いただけるよう、原則全加入者に対して個人番号下4桁を送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者保険：資格情報のお知らせ送付時 ・地域保険：保険証の更新時 等 </div>						

* 個人番号未提出者等については別途対応

マイナンバーカードの安全性

なりすましはできません

✓ 顔写真入りのため、
対面での悪用は困難です。



万全のセキュリティ対策

➢ 紛失・盗難の場合は、
24時間365日体制で停止可能

マイナンバー総合フリーダイヤル
(0120-95-0178)までご連絡を。



➢ アプリ毎に暗証番号を設定し、
一定回数間違ると機能ロック



➢ 不正に情報を読み出そうとすると、
ICチップが壊れる仕組み



プライバシー性の高い個人情報は
入っていません

✓ ICチップ部分には、
税や年金などの
個人情報は記録されません。

オンラインでの利用には
電子証明書を使います
マイナンバーは使いません



マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません

✓ マイナンバーを利用するには、
顔写真付き本人確認書類など
での本人確認があるため、悪用
は困難です。